

# 新型コロナウイルス感染症の影響により 市税(国民健康保険税含む)の納付が困難な方へ

新型コロナウイルス感染症の影響により市税の納付が困難な方について、以下の納税猶予の「特例制度」が適用できる場合があります。

## 1. 納税猶予の「特例制度」とは

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等に係る収入に相当の減少があった方を対象に**最大で1年間納税が猶予**される制度です。これまでの猶予制度とは異なり、「**担保の提供が不要**」「**延滞金が免除**」となります。

※猶予…(納税する)期日を延ばすこと。

※納税猶予は、市税免除の制度ではありませんのでご注意ください。

## 2. 要件

### (1) 対象となる方

以下の**いずれも満たす方が対象**となります。

- ア. 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1ヶ月以上)において、**事業等に係る収入(給与含む)が前年同期と比べておおむね20%以上減少している方**
- イ. 一時的に納税をおこなうことが困難な方

### (2) 対象となる市税

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する市税(固定資産税、住民税(法人含む)、軽自動車税、国民健康保険税)

※令和3年2月1日以降が納期限となる税(令和2年度の固定資産税第4期、住民税(普通徴収)第4期、国民健康保険税(普通徴収)第7・8期、随時期)は、対象外です。

### (3) 申請の期限

令和2年6月30日(法施行日から2ヵ月後)又は、猶予を受けようとする市税の納期限のいずれか遅い日までとなります。

申請期限の例は次の通り

- ・納期限が令和2年4月30日の場合 → 令和2年6月30日までの申請が必要
- ・納期限が令和2年7月31日の場合 → 令和2年7月31日までの申請が必要

※口座振替を利用されている方は、口座振替を停止する必要があります。手続に時間を要しますので、余裕を持って申請してください。

## 3. 申請に必要な書類

- ・徴収猶予(特例)申請書(石垣市HPからダウンロードできます)
- ・事業収入や給与等の減少がわかる書類等(任意の前年同期との比較が必要です) ※郵送でも対応しています。

## 4. 申請するところ (お問い合わせ先)

- (1) 固定資産税、住民税(法人含む)、**納税課** (☎87-9041)  
軽自動車税は、
- (2) 国民健康保険税は、**健康保険課** (☎87-9045) へ

## よくある質問 Q & A

**Q1** コロナウイルスの影響で収入が減り、納税が出来ない。  
何か救済措置はないか。あるならばどうやって受けるのか。

**A1** 市税の納付が困難となった方を対象に申請による猶予制度がございます。コロナウイルスの影響が明らかである場合は、担保の提供無し・延滞金の全額減免にて1年間の納税猶予が受けられます。

また、対象期間外の税、コロナウイルス以外の原因で納付が困難となった方が利用できる制度もございます。税の納付期限や申請時期により要件や延滞金の減免率が変わります。詳細は各担当課までお尋ね下さい。

猶予制度の利用申請書は石垣市ホームページ上にてダウンロードが出来るほか、郵送、窓口申請も承ります。郵送希望の方はお電話にてお申し付け下さい。

**Q2** 納付しようとしたら、納付書の取扱い期限が過ぎている。  
コロナウイルス感染が怖いので市役所に行きたくないがどうしたらいいか。

**A2** これまで当市では島内在住の方には来庁納付や窓口による納付書の再発行と受取りをお願いしてきました。現在、コロナウイルス蔓延防止のためにご希望の方へは納付書の再発行と送付を行っております。ご希望の方はお電話にてご依頼下さい。(延滞金は納付日計算となります。)

**Q3** 納税相談を電話で受けられるか。

**A3** 上記と同じく、現在は納税相談を電話にて受け付けております。お電話にて相談を受け付ける場合、本人確認としていくつか質問をさせていただきますので予めご了承下さい。

滞納を放置すると財産調査や差押の対象となってしまいます。  
納税でお困りでしたら、必ず各担当課までご相談下さい。

**Q4** 支払いをしたいが人の多いところに行きたくない。

**A4** 納付書払いはコンビニエンスストア・各金融機関の他、MMKコンビニ収納代行サービス機設置店(商店等に設置されているマルチメディア対応の情報端末)でご利用できます。

また、納付期限内(かつ当初納付書使用)でしたら、インターネットバンキングのお支払も可能です。ぜひご利用下さい。